

9. 北海道高等学校文化連盟大会役員に関する細則

北海道高等学校文化連盟規約補則第21条により大会役員（プログラムに掲載する）に関する細則を定める。

- 1 大会長 ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟会長（○○高等学校長）
- 2 副大会長 ○ ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟副会長（○○高等学校長）
- 副大会長 ○ ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟副会長（○○高等学校長）
- 副大会長 ○ ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟副会長（○○高等学校長）
- 副大会長 ○ ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟○○専門部長（○○高等学校長）
- 副大会長 ○ ○ ○ ○ ○ 北海道高等学校文化連盟○○支部長（○○高等学校長）

「開催支部の支部長」

- 3 顧問 「専門部および開催地の必要に応じて若干名」

例「○○市長 ○○○○○」

「○○市教育長 ○○○○○」

- 4 審査委員長 「専門部により名称が変わってもよい。

審査委員 また別のページに記載してもよい。」

助言者

審査講師

指導講師

- 5 大会委員長 ○ ○ ○ ○ ○ 「当番学校長」 (○○高等学校長)

- 6 大会副委員長 ○ ○ ○ ○ ○ 「当番学校教頭」 (○○高等学校教頭)

- 7 大会総務委員長 ○ ○ ○ ○ ○ (○○専門委員長) (○○高等学校)

- 8 大会総務副委員長 ○ ○ ○ ○ ○ (○○専門部事務局長) 「必要により」 (○○高等学校)

大会総務副委員長 ○ ○ ○ ○ ○ (当番学校教諭) 「必要により」 (○○高等学校)

大会総務副委員長 ○ ○ ○ ○ ○ (○○支部専門委員) 「必要により」 (○○高等学校)

- 9 大会総務委員 ○ ○ ○ ○ ○ (○○専門委員) 「全員記載」 (○○高等学校)

大会総務委員 ○ ○ ○ ○ ○ (当番学校教諭) 「必要により」 (○○高等学校)

- 10 大会運営委員又は大会事務局 「当番校が中心に構成する。」

- 11 その他
この細則は役員会の決定により改正することができる。

昭和22年 5月 9日制 定 平成 3年 4月22日一部改正